

岐阜県公報

号 外 (一) 令和 七 年 七 月 一 日

目 次

規 則

○岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則

(人 事 課) 一 ページ

○岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

(同) 二

公安委員会規則

○岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則

(交通規制課) 二

規 則

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年七月一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第五十七号

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則(昭和三十一年岐阜県規則第四百号)の一部を次のように改正する。

本則第二号の表選挙長の項から審査分会長の項までの規定中「二〇、八〇〇円」を「二二、二〇〇円」に改め、同表選挙立会人の項及び審査分会立会人の項中「八、九〇〇円」を「一〇、一〇〇円」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の本則第二号の表選挙長の項から審査分会立会人の項までの規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を公示され又は告示される選挙又は最高裁判所裁判官国民審査に係る選挙長、選挙分会長、審査分会長、選挙立会人及び審査分会立会人の報酬の額について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙又は最高裁判所裁判官国民審査に係る選挙長、選挙分会長、審査分会長、選挙立会人及び審査分会立会人の報酬の額については、なお従前の例による。

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年七月一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第五十八号

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

岐阜県行政組織規則（平成十八年岐阜県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「林政部及び都市建築部」を「及び林政部」に改め、「農政部」の下に「及び都市建築部」を加え、同条第二項中「及び環境エネルギー生活部」を「環境エネルギー生活部及び都市建築部」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会規則

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年七月一日

岐阜県公安委員会

委員長 林 正 子

岐阜県公安委員会規則第十四号

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則

岐阜県道路交通法施行規則（昭和三十五年岐阜県公安委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第二号に次のように加える。

(カ) 保健師、看護師若しくは准看護師が医師の指示を受け、緊急訪問を行うため

使用中の車両又は助産師が緊急訪問を行うため使用中の車両

第五条の三第三項中「通行・駐車禁止除外車両指定申請書」を「除外標章交付申請書」に改め、同条第七項を同条第九項とし、同条第六項中「亡失した」を「発見し、又は回復した」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「前項各号」を「第四項各号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 標章の交付を受けた者は、当該標章の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、除外標章記載事項変更届（別記第一号様式の六の二）に記載事項の変更を証する書面の写しを添えて公安委員会に提出し、当該標章に変更に係る事項の記載を受けなければならない。

6 標章の交付を受けた者は、当該標章を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、除外標章再交付申請書（別記第一号様式の六の三）により公安委員会に標章の再交付を申請することができる。

第五条の八第一項第四号中「およそ不可能」を「困難」に改め、同号イ中「又は」を「若しくは」に、「積卸しで」を「積卸し又は身体の障害その他の理由により移動が困難な者の輸送のために」に改め、同条第二項第五号中「およそ不可能」を「困難」に改め、同号イ中「又は」を「若しくは」に、「積卸しで」を「積卸し又は身体の障害その他の理由により移動が困難な者の輸送のために」に改め、同条第三項中「駐車禁止場所における駐車許可申請書」を「駐車許可申請書」に改め、同条第七項中「駐車許可を受けた者」を「前項の規定により駐車許可証の交付を受けた者（以下「駐車許可証の交付を受けた者」という。）」に、「前項に規定する」を「当該」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、警察署長が認めたときは、一部又は全部を省略することができる。

第五条の八中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 前項の場合において、職務の性質上、許可を受けようとする駐車場の場所が県内の複数の警察署の管轄区域にまたがるときは、同項の申請書は、一つの警察署に提出すれば足りる。

第五条の八に次の四項を加える。

9 駐車許可証の交付を受けた者は、当該駐車許可証の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、駐車許可証記載事項変更届（別記第一号様式の十一）に記載事項の変更を証する書面の写しを添えて警察署長に提出しなければならない。

10 駐車許可証の交付を受けた者は、当該駐車許可証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、駐車許可証再交付申請書（別記第一号様式の十二）により警察署長に駐車許可証の再交付を申請することができる。

11 警察署長は、駐車許可証の交付を受けた者が第六項の規定による許可の条件に違反したとき、又は特別な事情が生じたときは、当該許可を取り消すことができる。

12 駐車許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに当該駐車許可証（第三号の場合にあつては、発見し、又は回復した駐車許可証）を廃棄しなければならない。

一 駐車許可の期間が満了したとき。

二 駐車許可証の交付を受けた理由がなくなつたとき。

三 駐車許可証の再交付を受けた後において亡失した駐車許可証を発見し、又は回復したとき。

四 駐車許可を取り消されたとき。

別表第一中

この規則第五条の三第一項の規定による通行・
駐車禁止除外車両指定申請書

岐阜県警察本部交通部交通規
制課長

を

この規則第五条の三第一項の規定による除外標
章交付申請書

この規則第五条の三第五項の規定による除外標
章記載事項変更届

岐阜県警察本部交通部交通規
制課長

に

この規則第五条の三第六項の規定による除外標
章再交付申請書

改める。

別表第三一般国道四百十七号の項中「大垣市中野町二丁目七〇番」を「大垣市中野町二丁目七三番一」に、「同 市池尻町一二〇七番一」を「同 市池尻町字小島一二〇七番一」に改め、同表県道今尾大垣線の項の次に次のように加える。

県道本庄揖斐川線

揖斐郡大野町大字本庄字中新田六二〇番二地先から
同 郡同 町大字加納字六反田西一三三五番一地先まで

別表第三大垣市道の項中

大垣市河間町三丁目二四番地先から

同 市坂下町一六番六地先まで

を

大垣市西之川町二丁目五七番一地先から

同 市坂下町一六番六地先まで

大垣市池尻町字小島一二〇七番二地先から

同 市河間町一丁目四番六地先まで

に

改め、同表輪之内町道の項の次に次のように加える。

大野町道

揖斐郡大野町大字本庄字上新田一〇二五番一地先から
同 郡同 町大字加納字六反田西一三六二番七地先まで

別記第一号様式の三を次のように改める。

第1号様式の3 (第5条の3関係)

別記第一号様式の四中「使用者()」を削り、「使用者が」を「用途により」及び「有効期限を」を「有効期限が」に改める。

除外標章交付申請書	
岐阜県公安委員会 様	
住所 (所在地)	
ふ り が な	
氏 名 (名 称)	
電 話 番 号 その他の連絡先	
標 章 の 名 称	
番 号 標 に 表 示 されている番号	
除外を受けよう とする 期 間	
除外を受けよう とする 区 間	
	☐ 以下の公安委員会が定める業務に使用する
除外を受けよう とする 理 由	☐ 以下の公安委員会が定める障害を持つ者が乗車する
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第一号様式の五中「使用者()」を削り、「使用者が」を「用途により」及び「有効期限を」を「有効期限が」に改める。

第1号様式の6の2(第5条の3関係)

別記第一号様式の六の次に次の二様式を加える。

除外標章記載事項変更届	
岐阜県公安委員会 様	
年 月 日	
住 所 (所 在 地)	
ふ り が な	
氏 名 (名 称)	
電 話 番 号 その他の連絡先	
標 章 の 名 称	
標 章 番 号	
標 章 交 付 年 月 日	
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第1号様式の6の3(第5条の3関係)

除外標章再交付申請書	
岐阜県公安委員会 様	
年	月 日
住所（所在地）	
ふ り が な	
氏 名 （ 名 称 ）	
電 話 番 号 その他の連絡先	
標 章 の 名 称	
標 章 番 号	
標 章 交 付 年 月 日	
再交付申請の理由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第1号様式の10(第5条の8関係)

別記第一号様式の十を次のように改める。

駐車許可申請書	
年 月 日	
警察署長 様	
住所 (所在地)	
申請者 氏名 (名称)	
電話	
番号標に表示 されている番号	
許可を受けようと する日時期間	
許可を受けようと する場所	
許可を受けようと する理由	

第 号

駐 車 許 可 証

上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。

条 件	
-----	--

年 月 日

警 察 署 長 印

- 備考 1 申請者は太枠内を記入すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第1号様式の11(第5条の8関係)

別記第一号様式の十の次に次の二様式を加える。

駐車許可証記載事項変更届	
年 月 日	
警察署長 様	
住 所 (所 在 地)	
氏 名 (名 称)	
電 話 番 号 そ の 他 の 連 絡 先	
許 可 証 番 号	
許可証交付年月日	
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第1号様式の12(第5条の8関係)

駐車許可証再交付申請書	
年 月 日	
警察署長 様	
住 所 (所 在 地)	
氏 名 (名 称)	
電 話 番 号 そ の 他 の 連 絡 先	
許 可 証 番 号	
許可証交付年月日	
再交付申請の理由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別記第一号様式の四及び別記第一号様式の五により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の別記第一号様式の四及び別記第一号様式の五の規定にかかわらず、旧用紙に所要の調整をしたものによることができる。

令和七年七月一日発行

発行者
発行所岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁編集
岐阜市三輪ぶりとびあ十三十一
岐阜文芸社